

令和7年度 事業計画

(自) 令和 7年 4月1日

(至) 令和 8年 3月31日

●概況

新型コロナウイルス感染症の流行が下火となったにも関わらず、昨年はコロナに加えインフルエンザやマイコプラズマ肺炎等の感染症が国内で流行、患者は高齢者や小児のみならず全年齢層に及び、全国の医療機関はその対応に追われてきた。幸い当協会においては、集合研修への参加が任意となったことにより、感染リスクを高める大人数での長時間研修を受けることもなくなり、研修事業の推進に支障はきたしていない。

一方で令和5年度の我々の研修テーマにも取り上げられた梅毒は、最近ではニュースに取り上げられるほどに患者数が増加している。流行の一因として、出会い系サイトの利用者による不特定多数との性行為の急増が挙げられているが、出会い系サイトは利用者がどこに住んでいても同様にアクセスできる仕組みであり、つまりは大都市圏のみならず地方都市でも同様のリスクをはらんでいると言える。

近い将来我々の日々の店頭での接客において、研修で学んだ知識を生かし、性感染症専門医への受診勧奨する機会が訪れるかもしれない。

●基本方針

このような状況下、当協会は県内の医薬品登録販売者の倫理の高揚及び職能的水準を高め、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及を図ると共に、公衆衛生の向上及び増進に貢献し、もって県民の安心・安全な健康生活の維持、向上に寄与することを目的とし、各種事業の基本方針を以下の通り定めた。

なお、実施する事業を「公益目的事業」と「その他の事業」に大別すると共に、公益法人として「公益目的事業」を「研修会事業」「普及啓発事業」に二分し、その事業活動を推進する。

「研修会事業」 地域住民の公衆衛生及びセルフメディケーションに貢献するための資質向上研修会

登録販売者は、一般用医薬品販売の専門家として「薬機法」に規定されている。このためその存在に対しての県民の期待は大きく、適切な薬事情報の提供や、親切丁寧な相談応需、医療機関への受診勧奨等のスキルアップが求められている。一方で「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」というWHOが定義するセルフメディケーションの推進にも寄与しなければならない。

それらを担保するための自主研修はもちろんのこと、我々は外部研修を積極的に受講し、専門家としての資質及び職能の向上を図ることが肝要である。当協会は県内唯一の公益社団法人の外部研修実施機関であり、その機能を十分に発揮し、すべての登録販売者に対し、資質向上研修会や講習会を実施する。また研修事業要綱をわかりやすく詳細にホームページ等で告知していく。

一方、大分県の令和6年度登録販売者試験合格発表によると、受験申請者数753名、当日受験者数633名、合格者数226名（合格率35.7%）とのことで、登録販売者試験開始（平成21年8月）から16年が経過しているにも関わらず、まだ多くの方が受験している。したがって諸般の事情を勘案しながら、受験対策養成講座開設の要望があれば、それに対応すべく体制を整えることとする。

「普及啓発事業」 医薬品の適正使用や薬物乱用防止のための普及啓発事業

医薬品はその使用方法により期待する効果（主作用）だけでなく、それ以外の作用（副作用）が現れることがある。そのため使用者には、用法、用量を守ることが求められるが、その販売に携わる登録販売者も乱用防止のため積極的な関与を果たす責務がある。

また危険ドラッグ、覚せい剤、シンナーの乱用は、自身の身体、生命に危害を及ぼすだけでなく、青少年の健全育成を阻み、社会問題としてクローズアップされている。当協会は、薬物乱用防止運動を推進する関係団体と連携し、啓発活動を積極的に推進する。

また日々新たに更新されるこれらの情報を速やかに当協会会員に伝達するためのホームページを一層わかりやすい形式にリニューアルし、令和6年度以降、以前よりも更新頻度を上げる予定である。

●事業計画

上記の基本方針を基に、本年度の事業を以下の通り実施する。

（1）「公益目的事業」

「研修会事業」

①登録販売者の職能及び資質向上のための講習会・研修会等に関する事業

- （イ）すべての登録販売者を対象に「登録販売者資質向上外部研修会実施要領」に沿った研修会を本年度は4回実施する。
- （ロ）大分県庁薬務室及び専門的な知識を持った講師を招聘し、適宜薬事講習会を実施する。
- （ハ）資質向上研修会における図書・DVD等の販売あつせん。

②新規登録販売者養成に関する事業

- （イ）登録販売者を目指す人々の要望があった際には、諸般の状況を勘案しながら、受験対策養成講座の開設を検討する。

「普及啓発事業」

③薬事情報の収集及び伝達に関する事業

- （イ）大分県薬務室から通知された薬事情報等は、速やかに文書はホームページ等で会員に伝達する。
- （ロ）機関誌「新風」を発行し、公益事業の活動状況・会務報告及び薬に関する一般知識を提供する。

④医薬品の適正使用及び知識の普及（公衆衛生の向上）に関する事業

- （イ）薬と健康の週間（10月17日～23日）には登録販売者の職能を通じて、医薬品使用時の知識等の普及を図り、県民の健康づくりに貢献する。
- （ロ）会員に対し、一般用医薬品販売手順書及び店舗販売業安全管理指針に準じた一般用医薬品の販売を指導。
- （ハ）医薬品販売制度の普及と啓蒙、セルフメディケーションの推進。

⑤薬物乱用防止活動に関する事業

- (イ)「ダメ。ゼッタイ普及活動」(6月20日～7月19日)を通じて、薬物乱用防止啓蒙、啓発活動への積極的貢献。特に若者のオーバードーズ
- (ロ) 麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等撲滅運動に対する協力。
- (ハ) 毒物・劇物の販売並びに保管、管理に対するルールの徹底

(2)「その他の事業」

⑥災害時等の地域への協力に関する事業

- (イ) 本事業はその性質上多大な物的、人的、資金的な体制の整備が必要となる特殊な事業であるため、現在の当協会の出来得る範囲内において検討する。

⑦会員の福利厚生に関する事業

- (イ) 薬務行政への関与などの業績や薬事衛生の普及、向上等に功績のあった会員を選定し、県や国に対し各種表彰候補者として推薦する。
- (ロ) 会員の教養を高め、会員相互の親睦を図る行事の企画実行。
- (ハ)「店舗販売業自己調査票」や「管理帳簿」を希望者へ無償配布。

⑧その他この法人の目的達成に必要な事業

- (イ) 県内外の登録販売者の入会及び研修受講者の増加を図るための対策、活動を積極的に実施する。
- (ロ) 公益法人に相応しい定款や内部規程を必要に応じて整備し、コンプライアンスを強化して財務の透明化、情報の開示、ガバナンス(内部統治)の徹底、業務執行体制を確立する。
- (ハ) 個人情報保護の徹底